

四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表その 1 の項 3 の目中「1 件（1 所有者、1 年度につき土地は 3 筆、建物は 1 棟（附属建物を含む。））」を「1 枚」に改め、同項 5 の目中「法人に」を「法人の所在に」に、「1 件（1 法人、1 事業年度）」を「1 枚」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 2 5 日から施行する。